

「白馬高等学校に関する連携協定」の調印式を行いました

平成 27 年 6 月 18 日に開催された第 993 回長野県教育委員会定例会において、長野県白馬高等学校への国際観光科設置が決定しました。白馬高等学校の今後の教育活動等について、長野県、長野県教育委員会、白馬村及び小谷村が相互に連携・協力するため、各代表者が出席し、次のとおり協定書の調印式を行いました。

⇒[定例会の資料はこちらから](#)

日 時

平成 27 年 6 月 19 日（金）午前 11 時から午前 11 時 20 分まで

場 所

長野県庁 3 階 会見場

出席者

長野県知事 阿部守一
長野県教育委員会教育長 伊藤学司
北安曇郡白馬村長 下川正剛 様
北安曇郡小谷村長 松本久志 様

次 第

- 1 開式
- 2 概要説明
- 3 協定書への署名
- 4 記念撮影
- 5 あいさつ
長野県知事 阿部守一
北安曇郡白馬村長 下川正剛 様
- 6 質疑
- 7 閉式



知事挨拶

協定の目的

白馬高等学校に国際観光科が設置されることを受け、今後は関係者が連携し、白馬高等学校の教育活動等で相互に協力しながら、地方創生のモデルとしての新しい学校づくりを行うことを目的としています。



記念撮影の様子

写真左から、松本久志様（小谷村長）、下川正剛様（白馬村長）、阿部守一長野県知事、伊藤学司長野県教育委員会教育長



署名の様子

協定の内容

協定書 「長野県白馬高等学校に関する連携協定書」

長野県白馬高等学校に関する連携協定書

白馬村及び小谷村並びに長野県及び長野県教育委員会(以下「協定関係4者」という。)は、長野県白馬高等学校(以下「学校」という。)の教育活動等について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、協定関係4者が包括的な連携のもと、学校の教育活動、部活動、募集活動等の分野で相互に協力し、地方創生のモデルとしての新しい学校づくりに寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 協定関係4者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 教育活動の充実に関すること
- 二 部活動の振興に関すること
- 三 学校運営への参画に関すること
- 四 生徒の募集活動に関すること
- 五 その他協定関係4者で合意された事項に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ、協定関係4者で協議を行い連携協定の具体的な内容について別に定めるものとする。

(協定の有効期間及び内容変更)

第3条 本協定は、協定関係4者の代表が署名した日から発効し、有効期間の定めを設けないこととする。

2 協定関係4者のうち、いずれかの者から協定内容変更の申し出があったときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(細則)

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、協定関係4者が協議して定める。

この協定の締結を証するため本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月19日

長野県知事

長野県北安曇郡白馬村長

阿部 守 一

下川 正 剛

長野県教育委員会教育長

長野県北安曇郡小谷村長

伊藤 学 司

松本 久 志

※押印を省略して表示しています。